

平成25年度

「国費外国人留学生の優先配置を行う
特別プログラム」の公募について

Q & A

※ このQ & Aは、公募要領等の内容の詳細について各大学から寄せられた
問い合わせを中心に簡潔にまとめたものです。

※ 申請書等の作成・記入に関することは、作成・記入要領をご参照くださ
い。

平成25年12月

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室

項 目

1. 基本的事項

- (1) 「優先配置を行う」とはどのようなことか。
- (2) 特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。

2. 申請方法

- (1) 申請件数の上限のうち、すべてを同一の申請分野で占めても構わないか。
- (2) 同一専攻が複数のプログラムに「参加」することは可能か。また、同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。
- (3) 要件に掲げられている「私費外国人留学生等」の数値目標はどのような扱いか。

3. 申請内容

- (1) 優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程（又は修士課程）＋博士後期課程の形態で、それぞれの優先配置人数は異なってよいか。
- (2) 3名を下回る優先配置枠を申請することは可能か。
- (3) 日本人学生を定員化すべきか。
- (4) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、その場合、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。
- (5) 複数の大学が連携するプログラムを申請するにあたり、申請時点では各大学へ優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後に振り分けを行って良いか。

4. 審査

- (1) 最終的に採択結果に占める申請分野の割合は決まっているのか（たとえば、申請分野それぞれが3分の1を占めるなど）。
- (2) 公募要領、審査要項に、『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（中間まとめ）』で整理されている、我が国が貢献できる分野、及び重点的に外国人留学生受入れ施策を実施することが効果的である国や地域を最重要する』とあるが、中間まとめで整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムは採択されないのか。

5. 運用

- (1) 修士課程（もしくは博士前期課程）と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生にすることは可能か？

- (2) 平成 25 年度に申請するプログラムが採択される場合に推薦を予定している留学生について、2014 年度（平成 26 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠に併願することは可能か？
- (3) 修士課程（もしくは博士前期課程）から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は認められるのか。

1. 基本的事項

(1) 「優先配置を行う」とはどのようなことか。

(答) 大学が実施するプログラムで本施策が採択したものが、採択された後の5年間にわたって受け入れる外国人留学生に対し、文部科学省が一定の人数分の奨学金、渡日旅費を確実に負担するものです(受け入れた学生に関しては、当該学生が標準修了年限まで負担します)。大学としては、奨学金等の給付が確実に見込まれることとなり、優秀な外国人留学生を5年間にわたって計画的に獲得できるようになるメリットがあります。

文部科学省として、本事業を契機として、より多くの大学に外国人留学生受入れのノウハウを蓄積してもらい、大学の国際化を広く支援することを狙いとしています。

(2) 特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。

(答) 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態です。大学推薦方式は、大使館推薦方式と異なり、「大学の国際的環境の醸成及び国際競争力の強化」という大学自身のイニシアティブが認められるため、大学推薦方式の一部をなす特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等は、大学が負担する(留学生から徴収してはならない)こととなります。

2. 申請方法

(1) 申請件数の上限のうち、すべてを同一の申請分野で占めても構わないか。

(答) 構いません。たとえば、申請するプログラムすべてが人文学及び社会科学系のプログラムで占められていても申請可能です。

(2) 同一専攻が複数のプログラムに「参加」することは可能か。また、同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。

(答) 公募要領2(3)に「同一専攻からの申請は原則として1件に限ります」とありますが、これは当該専攻が主たる役割を担う(申請書2⑨の実施研究科・専攻となる)のは1件に限るということであり、従たる役割にとどまる(他の実施研究科・専攻が申請したプログラムに協力するかたちで参加する)場合には、本原則は適用されません。

また、単科大学など大学によっては一つの専攻の規模が大きな場合もあり、同一専攻が複数のプログラムを申請することも排除しませんが、同一専攻が複数のプログラムを実施する場合、審査において、当然、それらの相互の相違や、複数のプログラムを実施する実行可能性の有無なども審査されることとなりますので留意して下さい。

(3) 要件に掲げられている「私費外国人留学生等」の数値目標はどのような扱いか。

(答) 本事業は、大学が優秀な外国人留学生を獲得する仕組みを構築するに至るのを支援すること、すなわち大学のプログラムが自立化することを目指しています。そのために、優先配置枠(国費)だけに依存しない大学としてのプログラムの在り方が求められ、私費外国人留学生等の獲得目標(事業計画最終年度=5年後までに実現することを目指す)を設定しました。最終年度までに数値目標を達成しないからといって、何らかのペナルティを課すことは予定していませんが、評価等における定量的な指標の一つとして用い

ることを意図しています。

したがって、上記のような趣旨から、本要件に記した「私費外国人留学生等」は、「大学推薦方式の優先配置枠を活用せずに獲得を目指す外国人留学生」を意味しますので、その算定に当たっては、大使館推薦方式の国費外国人留学生、文部科学省以外の政府機関、外国政府、民間団体等から奨学金を支給されている外国人留学生なども含めて構いません。

3. 申請内容

(1) 優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程＋博士後期課程の形態で、それぞれの優先配置人数は異なってよいか。

(答) プログラムの規模、実施体制、計画等に応じた申請をしてください。

博士前期課程＋博士後期課程の場合、たとえば、優先配置枠を活用して博士前期課程に受け入れる国費外国人留学生全員について、国費外国人留学生制度の奨学金支給期間の延長手続きを経て博士後期課程までの修了までを見据える場合は、博士後期課程の枠は、少なくとも修士課程と同数の枠を申請することとなります。逆に、博士前期課程の段階で一定の選別を行う等を予定する場合は、博士後期課程の枠数が修士課程の枠数を下回ることもあります。いずれにせよ、プログラムに受け入れる外国人留学生に対し、入学後の道行きに関する十分な説明を行ってください。

(2) 3名を下回る優先配置枠を申請をすることは可能か。

(答) 可能とします。本事業は、外国人留学生受入れの体制整備を支援するために、積極的に学内の国際化を志向する大学の取組に広く着目し、かつ、プログラム設計における大学の裁量を重視し、採択したものに対して国費外国人留学生を5年間に亘り重点的に配置する点が特徴です。研究分野の中には、個人研究が中心など研究指導のユニット規模が通常小さいものも想定されますが、本事業はそれらも支援することを目指します。

今後、学内の国際化を本格化させるため、本事業を手段の一つとして活用する大学も存在すると想定されます。上記を踏まえれば、小規模のプログラムを申請段階で排除するものではありませんので、積極的な検討をお願いします。

ただし、申請する優先配置枠の数に応じたプログラムの目的、内容、計画等をきちんと練り上げて下さい。公募要領に「3名」という下限をメドとして設けたのは、大学推薦方式の「一般枠」の活用との差異、少人数の優先配置がもたらす効果の大きさなどを考慮したためです。したがって、3名を下回る優先配置枠を申請する際には、「一般枠」の活用では果たせない目的や成果とは何かということが問われますので、プログラムを練り上げる際にご留意下さい。

(3) 日本人学生を定員化すべきか。

(答) 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムは、外国人留学生との交流による日本人学生の国際化も狙いとす一方、プログラムとしてのハードルを高くすれば逆に日本人学生を遠ざけかねないこと、外国人留学生と日本人学生の入学時期の相違、大学院レベルの取組であり研究分野やディシプリンに応じて多種多様な交流の在り方（共同研究、フィールドワークなど）が想定されることを勘案し、「形式ではなく、実質的に日本人学生との共同学習・研究が実現できるかどうか」という実質面から判断する要件

設定としています。

(4) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。

(答) プログラムの設計そのものは大学の裁量であり、当然、複数の入学時期の併用も想定しています(たとえば、外国人留学生は秋に入学し、日本人学生は春に入学するなど)。

その上で、優先配置枠は、大学が実施するプログラムに対して公費を投ずるか否かという政策的判断として位置づけられるところ、本事業は一つの入学時期に集中して付与することとしており、複数の入学時期それぞれに優先配置枠を申請することは認められません。

(5) 複数の大学が連携するプログラムを申請するにあたり、申請時点では各大学へ優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後に振り分けを行って良いか。

(答) 各大学ごとにどれだけの国費外国人留学生を受け入れるかは、審査において、プログラムの実効性や効果を判断するうえで重要な情報となります。したがって、優先配置枠の振り分けは、採択された後ではなく、関係大学間で調整のうえ申請する段階で振り分けまで明記して申請する必要があります(A大学に○名、B大学に●名というように)。

4. 審査

(1) 最終的に採択結果に占める申請分野の割合は決まっているのか(たとえば、申請分野それぞれが3分の1を占めるなど)。

(答) 決まっています。

(2) 公募要領、審査要項に、『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(中間まとめ)』で整理されている、我が国が貢献できる分野、及び重点的に外国人留学生受入れ施策を実施することが効果的である国や地域を最重要する』とあるが、中間まとめで整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムは採択されないのか。

(答) 「中間まとめ」で整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムを完全に排除するわけではありません。

5. 運用

(1) 修士課程(もしくは博士前期課程)と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か?

(答) 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態であり、既に国費外国人留学生となっている者が奨学金支給期間を延長する場合を除き、新たに渡日する外国人留学生を採用の対象としています。既にプログラムに所属している私費外国人留学生が国費外国人留学生となるためには、現在、国費外国人留学生制度における「国内採用」への申請が必要になります。

(2)平成 25 年度に申請するプログラムが採択される場合に推薦を予定している留学生について、2014 年度（平成 26 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か？

(答)申請（併願）は控えていただくようお願いします。

(3)修士課程（もしくは博士前期課程）から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は認められるのか。

(答)国費外国人留学生制度には、博士後期課程へ奨学金支給期間の延長を申請できる手続きも設けられておりますが、特別プログラムで受け入れた国費外国人留学生については、博士後期課程に認められた優先配置枠の枠内で延長を申請できる仕組みとなっております。したがって、受け入れた国費外国人留学生を博士後期課程まで進学させる予定がある場合は、あらかじめ、修士課程（もしくは博士前期課程）と博士後期課程とを組み合わせ合わせたプログラムを練り上げて申請してください。